

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	資機材等の整備
時間軸	備えの段階
内容	<p>災害時において応急対策又は復旧に必要な物資及び資材（この整理票において「資機材」という）を調達することは非常に困難であることから、平常時から資機材を備蓄し、整備し、点検しておくことが必要である。</p> <p>命を助けるための資機材は、直接的に命にかかわる医療関係の資機材、負傷者等を救助・搬出するため各地域の防災倉庫等に保管される資機材、消火のための資機材、道路等公共施設の復旧に係る建設資機材、余震による二次災害を防ぐための応急危険度判定の資機材等、多岐にわたるため、各対策ごとに整備する必要がある。</p>
実施主体、県の役割等	県及び防災関係機関は、災害発生時には、応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行う必要があるため、事前に備蓄・整備・点検・使い方の習熟訓練を行う。
法体系	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第49条では、災害予防責任者（地方自治体の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者）への防災に必要な資機材の備蓄等の義務が規定されている。 ・また、防災に必要な物資及び資機材の備蓄等に関する法令の定めとしては、消防法（第8条、第17条、第20条）に、「防火管理者の消防用設備等の点検・整備、学校等関係者の消防用設備等の設置・維持、市町村の消防水利の設置・維持」が、災害救助法（第22条）に、県知事の救助用施設等の整備が規定されている。
取り組み状況	<p>地域の資機材の整備 県の「みんなで備える防災総合補助金」を活用し、自主防災組織で、消火器、投光器、発電機、ジャッキなどの救出用等の資機材整備が行われている。（平成15年度は87組織、平成16年度は136組織、平成17年度は243組織が資機材を整備）</p> <p>県の資機材の整備 ・防災用の資機材として、消化剤空中散布装置や消化剤、投光器、発動発電機、チェーンソーなどを整備している。県警本部、各警察署では、チェーンソーや災害救助用具を整備している。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各自主防災組織では、救助救出や消火などに必要となる資機材の整備が進められているが、いざという時に使えるよう点検と取り扱い方法等の習熟訓練を行う必要がある。 ・県が整備している資機材は、風水害や林野火災などの災害に対応するものであり、南海地震発生時の対策としては、品目、量ともに不足している。今後は、県内の数ブロックに救助用資機材等の備蓄倉庫を備えた広域防災拠点を整備することが必要である。 ・公共土木施設の復旧に必要な重機や資材などについては、発災後、すぐに調達できるよう、可能な資機材の備蓄やあらかじめ保有する事業所と協定を締結しておく必要がある。
その他	4県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）共同地震・津波県民意識調査では、応急対策や救援活動を自ら行うために必要と考える資機材として、救急・救護用品（66.8%）、避難者用の毛布（61.3%）、簡易発電機（52.9%）、消火用耐震貯水槽（49.9%）、避難所代わりの「テント」（49.1%）、生き埋め救出用の「救助用資機材」（41.8%）などがあげられている。